

# 終活ミニ講座のご報告

去る3月に、高知市内のとあるデイサービスの会場をお借りしまして、「明るくためになる終活ミニ講座」と題しまして、久しぶりに終活講座を開催致しました。終活に関する項目は様々ございますが、今回は特にこれやっておいた方がいいであろうということで、項目を絞ってお話しさせていただきました。一部ですがご紹介いたします。

今からでもすぐにご覧いただくことが、お部屋や洋服などの衣類の「お片付け」となります。

使わないようなものや必要ないものは、前もって処分しておきましょう。そうすることによってお部屋もスッキリしますし、床に置いてあるものを片付けることによって転倒のリスクも軽減します。

また、誰もが持っている銀行口座についても既に使わないような口座があれば前もって解約しておくなど整理しておきましょうといった内容の話でした。

少人数での開催でしたが、企画された職員様はじめ熱心にお聞きくださったことに感謝いたします。今後とも少しでも皆様役に立つような情報をご提供できるよう頑張らせて参ります。出張講座ご希望の方はいつでもお問い合わせ下さいませ。

**0120-370-983**



**高知葬祭館**  
〒780-0071 高知市高埜11-24  
TEL:088-883-8611 FAX:088-882-7827



**神田葬祭館**  
〒780-8040 高知市神田640-1  
TEL:088-856-5550 FAX:088-856-5355



**湖江葬祭館**  
〒781-8007 高知市仲田町7-24  
TEL:088-856-8565 FAX:088-856-8570



**横浜葬祭館**  
〒781-0240 高知市横浜194-1  
TEL:088-821-7311 FAX:088-821-7317

# 終活って Part6 どんなことすればいいの？

～私の意思をきちんと遺すために～

遺言とは自分の死後「どのような財産をだれに、どのような形で、どれだけ渡すか」という最終の意思表示をするものです。法律用語では「いごん」と読みますが、「ゆいごん」で浸透していることと思えます。似たようなものに「遺書」があります。

### 遺言

満15歳以上から行うことができ、民法で定められた法的効力をもつもので、死後も自分の財産を処分することができます。

【自筆証書遺言】  
費用はかからず、基本自分で書くもの。遺言として正しい形になっていないものも多く、無効になりやすい。

【公正証書遺言】  
公証役場で専門家に作ってもらうもので、確かなものだが費用が必要。

### 遺書

法的拘束力はなく、亡くなることを前提に遺すメッセージのようなものです。エンディングノートも法的拘束力はないので遺書の仲間になります。

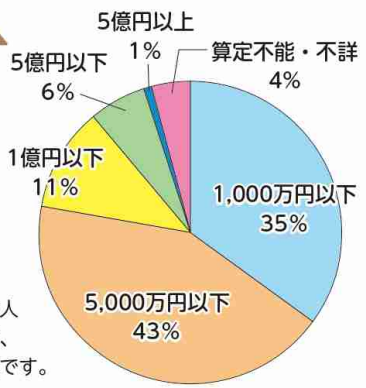


## どんなひとが遺言書を作るの・・・？

裁判所が公開している司法統計から令和2年の「遺産分割事件」に関わる、争われた遺産額についてみてみると、

●裁判に至った件数は全国で**5,807件**、**1000万円以下は全体の35% (2,017件)**、**5000万円以下は全体の43% (2,492件)**となり、このふたつで約**80%**を占めることになります。

不動産など分けにくい財産がある、遺族間の関係が複雑、故人と同居や介護をしていたなど、さまざまなケースがあるので、「うちは大丈夫」と思わずにしっかりと話し合うことが必要です。



## ドリーマーのお葬式への想い

故人様との突然の別れにご遺族様が悲しみ、とまどい、不安な気持ちの時に、そっと想いに寄り添うことが私たちの使命と考えています。

ご遺族様の言葉や想いを1つずつ丁寧にくみとり、旅立ちもその方らしく、故人様にふさわしい愛情あふれるひととき、故人様が結ばれたたくさんの絆が感じられるお葬式をご提案させていただきます。ドリーマースタッフがもつお葬式への想いを動画にてご紹介しております。



## 業務拡大につき パート募集のお知らせ

### 献茶業務 (パート)

**仕事内容** 通夜・葬儀の際にお飲み物をお配りします。式場の案内や控室の清掃を行います。

**時給** 950～1,100円 (研修中は910円)

**時間** 1業務4時間程度 (働きやすいよう、相談に応じます)

**資格** 不問

勤務日数・休日は毎月シフト制 (相談に応じます)

お問い合わせはコチラ!! (担当:鈴木)

**0120-370-983**

## ちなみに・・・

令和2年7月から、遺言書を法務局が保管・管理をしてくれる「**自筆証書遺言所保管制度**」がはじまっています。

原本だけでなく、画像データとしても長期保管してくれるので、遺言書の紛失の可能性、相続人同士のトラブルによる改ざん・破棄等を防ぐことができます。

ドリーマーでは、司法書士さんの紹介も行っておりますので、お葬儀後のお困りごとともいつでもご相談くださいね!

